

○国土交通省令第 号

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十七条の二第七項、第四十七条の五、第四十七条の六第一項、第四十七条の十第一項、第三項及び第四項、第四十七条の十一第一項、第四十七条の十二第二項及び第三項、第四十七条の十三第一項第三号及び第二項、第四十八条の五十第二項、第四十八条の五十二第一項及び第二項、第四十八条の五十三並びに第四十八条の五十八第三項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（車両の通行の許可の手續等を定める省令の一部改正）

第一条 車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正

後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二条 (略)

(国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車)

第三条 令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。

- 一 (略)
- 二 国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・〇車載器(有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第四条第一項第一号に規定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録することができる装置をいう。第十四条において同じ。)を搭載したものであること。

第四条 第八条 (略)

(車両の通行の許可の手続)

第九条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 四 (略)

(削る)

改正前

第一条の二 (略)

(国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車)

第一条の三 令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。

- 一 (略)
- 二 国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・〇車載器(有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第四条第一項第一号に規定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録することができる装置をいう。)を搭載したものであること。

第一条の四 第五条 (略)

(車両の通行の許可の手続)

第六条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。

一 四 (略)

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者にあつては、当該許可を受けていることを証する書面

五 (略)

3 (略)

(限度超過車両の通行の許可に係る車両の幅等の基準)

第十条 (略)

第十一条 (略)

(電子情報処理組織の使用)

第十二条 国土交通大臣(指定登録確認機関が登録等事務を行う場合に  
あつては、指定登録確認機関)は、次の各号に掲げる事項については  
、電子情報処理組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項に規定する電子情  
報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行わせる  
ものとする。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により  
電子情報処理組織を使用することが困難であり、かつ、電子情報処理  
組織を使用しないで次の各号に掲げる事項を行わせることができる  
と認められる場合は、この限りでない。

- 一 法第四十七条の五の規定による申請
- 二 法第四十七条の七第一項の規定による届出
- 三 法第四十七条の八第一項の規定による届出
- 四 法第四十七条の十第一項の規定による確認の求め(以下「確認の  
求め」という。)

(限度超過車両の登録に係る車両の幅等の基準)

第十三条 法第四十七条の六第一項第一号に規定する国土交通省令で定  
める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準は、  
次のとおりとする。

- 一 幅 三・五メートル以下
- 二 重量 次に掲げる値以下

六 (略)

3 (略)

(車両の幅等の基準)

第七条 (略)

第八条 (略)

(新設)

(新設)

- イ フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては百六十三・六トン
- ロ セミトレーラ連結車にあつては百四十三・六トン
- ハ イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては百三十五・一トン
- 三 高さ 四・三メートル以下
- 四 長さ 次に掲げる値以下
  - イ フルトレーラ連結車及びダブルスにあつては二十一メートル
  - ロ セミトレーラ連結車にあつては二十メートル
  - ハ イ及びロに規定する車両以外の車両にあつては十六メートル
- 五 最小回転半径 車両の最外側のわだちについて十二メートル以下

(通行経路に係る記録の保存の方法の基準)

**第十四条** 法第四十七条の六第一項第二号に規定する国土交通省令で定める保存の方法の基準は、限度超過車両に搭載された第三条第二号の国土交通大臣が定める基準に適合するETC二・〇車載器を用いて行われるものであることとする。

(新設)

(積載する貨物の重量に係る記録の保存の方法の基準)

**第十五条** 法第四十七条の六第一項第三号に規定する国土交通省令で定める保存の方法の基準は、積載する貨物の重量並びに当該貨物の積卸しの日時及び場所を明らかにできる書類(通行経路に係る記録と組み合わせるこれらを明らかにできる書類を含む。)を、法第四十七条の十第三項の回答の内容に従つて限度超過車両を通行させた日から一年間保存することとする。

(新設)

(通行可能経路の有無の判定の方法)

**第十六条** 法第四十七条の十第三項の規定による判定は、法第四十七条の十三第一項に規定するデータベースが整備されている場合にあつては、当該データベースを用いて行うものとする。

(新設)

(判定基準の策定の方法)

**第十七条** 法第四十七条の十第四項に規定する判定基準は、限度超過車両の通行の状況及びその将来の見通しその他の事情を勘案して道路の管理上必要と認められる道路について、同条第三項の規定による判定を、数式を用いて算定する方法その他の定型的な方法により直ちに行うことができるよう定めるものとする。

(新設)

(判定に係る道路の構造に関する情報)

**第十八条** 法第四十七条の十一第一項に規定する国土交通省令で定める道路の構造に関する情報は、幅員、平面線形、上空にある橋梁その他の障害物、交差点の形状、橋梁の強度及び通行の規制に関する情報並びに法第四十七条の二第一項の規定による許可をした限度超過車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径並びに当該許可に付した条件とする。

(新設)

(報告の徴収の方法)

**第十九条** 国土交通大臣は、法第四十七条の十二第二項の規定により報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

(新設)

(道路管理者への通知事項)

**第二十条** 法第四十七条の十二第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(新設)

一 登録車両の通行が法第四十七条の十第三項の回答の内容に従うものであつたか否かの別

二 登録車両の通行が前号の回答の内容に従わないものであつた場合に於ては、当該登録車両に係る法第四十七条の五第一号から第三号までに掲げる事項並びに当該登録車両が通行した経路及び総重量

(データベースに記録する情報)

第二十一条 法第四十七条の十三第一項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、登録車両の通行経路並びに判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。

(新設)

(公表事項)

第二十二条 法第四十七条の十三第二項に規定する国土交通省令で定める情報は、判定基準に係る道路の路線名及び区間とする。

(新設)

(指定の申請)

第二十三条 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定を受けようとする者(次項第八号において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(新設)

- 一 名称及び住所
  - 二 行おうとする道路交通管理業務の範囲
  - 三 道路交通管理業務を行おうとする事務所の所在地
  - 四 道路交通管理業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの
  - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - 四 申請に係る意思の決定を証する書類
  - 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 六 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - 七 道路交通管理業務の実施に関する計画を記載した書類
  - 八 申請者が法第四十八条の四十七各号に該当しない旨を誓約する書面
  - 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第二十四条 指定登録確認機関は、法第四十八条の四十八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録確認機関の名称若しくは住所、指定登録確認機関が行う道路交通管理業務の範囲又は道路交通管理業務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(国土交通大臣による登録等事務の引継ぎ)

第二十五条 国土交通大臣は、法第四十八条の五十第二項に規定する場合及び法第四十八条の五十八第一項の規定により行っている登録等事務を行わないこととする場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 登録等事務を指定登録確認機関に引き継ぐこと。

二 登録等事務に関する書類（電磁的記録を含む。）を指定登録確認機関に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(登録等事務規程の認可の申請等)

第二十六条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録等事務規程を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

2 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十二第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(登録等事務規程の記載事項)

第二十七条 法第四十八条の五十二条第二項に規定する国土交通省令で

定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録等事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録等事務を行う事務所に関する事項
- 三 登録等事務の実施体制に関する事項
- 四 登録等事務の実施の方法に関する事項
- 五 手数料の収納の方法に関する事項
- 六 登録等事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 登録等事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 その他登録等事務の実施に関し必要な事項

(帳簿)

第二十八条 法第四十八条の五十三条第一項に規定する登録等事務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請又は法第四十七条の七第一項若しくは第四十七条の八第一項の規定による届出を受けた年月日
- 二 登録又は法第四十七条の七第二項の規定による変更の登録を行った年月日
- 三 登録の内容
- 四 確認の求めを受けた年月日
- 五 法第四十七条の十第三項の回答をした年月日及び当該回答の内容
- 六 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の提供を受けた年月日
- 七 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供の求めを受けた年月日
- 八 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供を行った年月日

(新設)

(新設)

日及び当該提供の内容

九 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた年月日

十 法第四十七条の十二第三項の規定による通知を行った年月日及び当該通知の内容

十一 その他登録等事務に関し必要な事項

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項並びに次条第二項及び第三項において「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ指定登録確認機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条の五十三第一項の帳簿（次項において「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 指定登録確認機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第三十三条第二号において同じ。）を、登録等事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第二十九条 法第四十八条の五十三第二項に規定する登録等事務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号の申請又は届出に係る書類

二 確認の求めに係る書類

三 法第四十七条の十一第二項又は第三項の規定による判定基準等の提供に係る書類

四 法第四十七条の十一第四項の規定による情報の提供の求めに係る書類

五 法第四十七条の十二第二項の規定による報告に係る書類

六 その他国土交通大臣が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁

（新設）

気ディスク等に記録され、必要に応じ指定登録確認機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項各号に掲げる書類に代えることができる。

3 指定登録確認機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第三十三条第二号において同じ。）を、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 第一項第一号の書類 法第四十七条の四第三項に規定する登録の有効期間が満了するまでの間
- 二 第一項第二号及び第四号の書類 法第四十七条の十第三項の回答の日から五年間
- 三 第一項第三号の書類 登録等事務の全部を廃止するまでの間
- 四 第一項第五号の書類 法第四十七条の十二第二項の規定による報告を受けた日から五年間
- 五 第一項第六号の書類 国土交通大臣が定める期間

（不正登録車両の報告）

第三十条 指定登録確認機関は、登録を受けた者が偽りその他不正の手段により当該登録を受けたと思考するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録車両に係る登録事項
- 二 偽りその他不正の手段

（指定登録確認機関に対する立入検査の証明書）

第三十一条 法第四十八条の五十五第二項の証明書は、別記様式第三によるものとする。

（新設）

（登録等事務の休廃止の許可の申請）

第三十二条 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十六第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請

（新設）

書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする登録等事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(指定登録確認機関による登録等事務の引継ぎ)

**第三十三条** 指定登録確認機関は、法第四十八条の五十八第三項(同条

第一項の規定により国土交通大臣が行っている登録等事務を行わないこととする場合を除く。)にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 登録等事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 帳簿及び第二十九条第一項の書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(登録の取消しの通知)

**第三十四条** 国土交通大臣は、指定登録確認機関が登録等事務を行う場

合において、法第四十七条の九の規定により登録を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録確認機関に通知するものとする。

- 一 取消しに係る登録車両の自動車登録番号(道路運送車両法による自動車登録番号をいう。)
- 二 取消しを受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 取消しをした年月日

(限度超過車両の所有者等に対する立入検査の証明書)

**第三十五条** 法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第四によるものとする。

(新設)

(新設)

(立入検査の証明書)

**第九条** 法第七十二条の二第三項の証明書は、別記様式第三によるものとする。







(道路法施行規則の一部改正)

第二条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(道路の区域の決定等の公示)</p> <p>第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>(道路台帳)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図(法第四十七条の十七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図)に記載して調製するものとする。</p> <p>一〜十七 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(歩行安全改築の要請に係る様式)</p> <p>第四条の十の二 法第四十七条の十六第一項の規定による要請をしようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提</p>	<p>(道路の区域の決定等の公示)</p> <p>第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長</p> <p>ハ (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>(道路台帳)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図(法第四十七条の七第一項の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図)に記載して調製するものとする。</p> <p>一〜十七 (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(歩行安全改築の要請に係る様式)</p> <p>第四条の十の二 法第四十七条の六第一項の規定による要請をしようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提出</p>

出しなければならない。

一〇三 (略)

(交通確保施設)

第四条の十の三 法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める要件)

第四条の十の四 法第四十七条の十七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。

(道路一体建物に関する協定の公示)

第四条の十一 法第四十七条の十八第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一〇三 (略)

(道路保全立体区域の指定等の公示)

第四条の十二 法第四十七条の二十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする。

一・二 (略)

2 法第四十七条の二十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第四条の二十五 法第四十八条の六十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代

しなければならない。

一〇三 (略)

(交通確保施設)

第四条の十の三 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件)

第四条の十の四 法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。

(道路一体建物に関する協定の公示)

第四条の十一 法第四十七条の八第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一〇三 (略)

(道路保全立体区域の指定等の公示)

第四条の十二 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする。

一・二 (略)

2 法第四十七条の十一第三項の規定による道路保全立体区域の指定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。

(道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第四条の二十五 法第四十八条の四十六第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代

表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(道路協力団体の指定)

第四十条の二十六 法第四十八条の六十第一項の規定による指定は、法第四十八条の六十一各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

第四十条の二十七 法第四十八条の六十一第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 一七 (略)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

第四十条の二十八 法第四十八条の六十四の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。)とする。

一 (略)

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用(前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の六十一第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。)

代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(道路協力団体の指定)

第四十条の二十六 法第四十八条の四十六第一項の規定による指定は、法第四十八条の四十七各号に掲げる業務のうち道路協力団体が行うもの及び当該業務を行う道路の区間を明らかにしてするものとする。

(道路協力団体が業務として設置又は管理を行う工作物等)

第四十条の二十七 法第四十八条の四十七第二号の国土交通省令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 一七 (略)

(道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例の対象となる行為)

第四十条の二十八 法第四十八条の五十の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる承認又は許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該道路協力団体がその業務を行う道路の区間において行うものに限る。)とする。

一 (略)

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可 工事用施設、工事用材料その他これらに類する工作物、物件若しくは施設で道路に関する工事若しくは道路の維持のためのもの、前条各号に掲げる工作物、物件若しくは施設又は看板、標識その他これらに類する物件で道路の管理に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のためのものに係る道路の占用(前条第二号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設に係る道路の占用にあつては、法第四十八条の四十七第一号に掲げる業務を行う道路協力団体が行うものに限る。)



（高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第三条 高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(立体的区域を表示する図面の縮尺)</p> <p>第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法(以下「法」という。 。 ) 第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第四十七条の十七第一項の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。</p> <p>一 三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(立体的区域を表示する図面の縮尺)</p> <p>第四条 高速自動車国道の区域を高速自動車国道法(以下「法」という。 。 ) 第二十五条第一項の規定により適用があるものとされた道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第四十七条の七第一項の規定により立体的区域とした区間について、当該区域を表示する図面の縮尺は次の各号に掲げる図面について、それぞれ当該各号に定める縮尺とする。</p> <p>一 三 (略)</p>

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

(略)	(略)	(略)	道路法（昭和二十七年法律第八十号）	第四十七条の二第六項及び第四十七条の十第七項	(略)
(略)	(略)	(略)	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第三百三条第四項及び第二百三十五条第二項	(略)
(略)	(略)	(略)	車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）	第十五条	(略)

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

(略)	(略)	(略)	道路法（昭和二十七年法律第八十号）	第四十七条の二第六項	(略)
(略)	(略)	(略)	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第三百三条第四項及び第二百三十五条第二項	(略)

## 附 則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。